

令和元年7月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和元年 7 月 26 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	㊟ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	㊟ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
㊟ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 松永 勝也	○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞
○ 紙本 政信		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 川村 和夫	
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
16 番 藤 川 吉 生	17 番 崎 村 康 子	

事務局長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。梅雨入りは非常に遅い6月26日とございましたが梅雨は一昨日7月24日に明け、いよいよ本格的な夏の到来で暑い日が続くと思われまます。皆様もこれからの作業時にも、熱中症には十分に気をつけて、水分補給を十分に行いながら農作業に当たっていただきたいと思います。

さて、水田活用直接支払交付金の夏の現地確認が、7月30日から8月6日の日程で実施されます。7月30日火曜日から31日水曜日にかけて、福島、鷹島地区、1日木曜日が御厨地区、2日金曜日が御厨、星鹿、志佐、上志佐地区、5日月曜日が上志佐地区、最終日の7日水曜日は調川地区、今福地区の予定となっております。対象の農家には、立札と日程表を直接郵送されておりますので、問い合わせ等がございましたら、そのようにお伝えいただけますようお願いいたします。

また、農地パトロールを、お盆明けの8月21日（水曜日）から、今福地区を皮切りに実施いたします。日程表を本日お配りしておりますので、確認の上ご参加ください。なお、農地パトロールにつきましては、先月の総会の折に、会長のほうからもお願いがございましたが、農業委員さんに事前に受け持ち地区をご確認いただいたうえで、地域内を案内していただき遊休農地、違反転用について確認をさせていただきます。大変暑い中ではありますが、皆様のご協力をお願いいたします。

それと、もう一点重要なことがございます。農地中間管理事業の5年後見直しの話は、今までも動きがあるたびに皆様にお知らせしてきたところでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正が今年の5月24日に公布されまして、具体的な動きが必要になってきております。詳細は協議事項の中でご説明いたしますが、令和2年度末までに松浦市全域の集落単位で「人・農地プラン」を作成しなければならないことと、その話し合いのコーディネーターとして農業委員・推進委員の方々が参画しなければならないしくみとなっております。また、この「人・農地プラン」の前段として、農業委員会が実施する「営農実態調査」がその話し合いの基本データとなる作りになっております。こちらにつきましても、協議事項の中でご説明いたしますのでよろしくようお願いいたします。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、7月の定例会に入りたいと思います。

会長

皆様、こんにちは。本日は、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。

いよいよ梅雨も明けまして、一段と暑くなってまいりましたので、お体に気をつけていただきたいと思います。

さて、先ほど局長も触れましたけれども、農業委員会に関する法律を始め、農業委員会関係の法律が、どんどん改正されております。関連法案は来年の4月からになりますが、農業委員会関係の深いもので言いますと7月1日から相続関係が施行されます。今まで、国会に相続の義務化というものをお願いしてきましたけれども、なかなか義務化までは進んでおりません。ですから、所有者不明農地がどんどん出てくるわけです。これが義務化されまして、相続がきちんとできると農業委員会としても、農地

の貸し借りがスムーズにできるようになるのですが、今は、戸籍を追う作業に相当な時間をかけています。こちらについては、今後も継続して要請をしていきたいと思えます。それから、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正で、皆様方の職務が明確化されました。「人・農地プラン」の話し合いの場には必ず出席するようになっております。農業委員・推進委員の方々が中心となって、5年後、10年後を見据えて、具体化、地図化するというふうなことが求められており、それには期限が決められています。これは、農業委員会に課せられた大きな課題だと思っております。人農地プランについては、後ほど事務局の方から説明がありますし、8月に予定されております県北地区の研修会でもお話があると思えます。

8月は、午前中に8月農業委員会総会を行い、午後は佐世保で行われる県北地区の研修会に出席するようになります。それと、委員さんの方から相続に関する研修をしてほしいとの要望が合っておりますけれども、8月は農地パトロール等もありますので、日程等を検討しまして、後ほどお知らせしたいと思います。

それでは、議事に入っていきたいと思えます。本日の欠席届けが出されている委員は、3番 柿山委員、8番 田中康委員、13番 田中晴美委員でございます。推進委員は、安永委員から欠席の連絡をいただいております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。16番 藤川委員、17番 崎村委員のおふたりにお願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

## 事務局

各種報告に入ります。総会資料 1 ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。3 件でございます。

1 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が星鹿町牟田免、地目は畑、面積 1,389 m<sup>2</sup>です。通知年月日が令和元年 7 月 1 日、受付年月日が令和元年 7 月 2 日です。令和元年 6 月 20 日から令和 11 年 6 月 19 日までの 10 年間の賃貸借契約となっておりますが、貸人の都合による解約になります。

2 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町笛吹免から志佐町横辺田免の田 5 筆、畑 4 筆、計 9 筆で合計面積は 7,009 m<sup>2</sup>です。通知年月日が令和元年 7 月 2 日、同日受付です。令和元年 6 月 20 日から令和 7 年 6 月 19 日までの 6 年間の賃貸借契約となっておりますが、耕作地番の誤りによる解約になります。正しい分につきましては、議案第 44 号 農用地利用集積計画の決定についての賃貸借権再設定 2 番に記載しておりますので、後ほどご審議いただきたいと思います。

3 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町笛吹免、地目は畑で面積は 2,029 m<sup>2</sup>です。通知年月日が令和元年 7 月 8 日、同日受付です。平成 23 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 10 年間の親子間の使用貸借契約となっておりますが、貸人が 2a 未満の農業用施設(牛舎)を建てることに伴う解約になります。

続きまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出(相続)について、

ご説明いたします。2件ございます。

1件目は、被相続人、相続人が記載のとおり、農地の所在は志佐町里免の田9筆、畑6筆、計15筆で合計面積は7,604㎡です。被相続人は平成18年1月14日に死亡されておりますが、平成31年2月26日に相続登記が完了したということで、相続人から令和元年6月20日に届出がされたものです。

2件目は、被相続人、相続人が記載のとおり、農地の所在は志佐町横辺田免の田5筆、畑6筆、計11筆で合計面積4,808㎡です。被相続人は平成2年7月30日に死亡されておりますが、平成31年4月8日に相続登記が完了したということで、相続人から令和元年6月25日に届出がされたものです。

2ページに移りまして、2a未満農業用施設整備届の受理報告でございます。届出人は記載のとおり、農地の表示が志佐町笛吹免、地目は畑、面積は2,029㎡のうち届出面積は199㎡です。届出事由は牛舎建築のためです。届出年月日は令和元年7月8日、同日受理し、7月9日に現地調査を行っております。

続きまして、申請事件の処理状況でございます。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

<申請事件の処理状況>

農地法関係

条項	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	駐車場用地	39㎡	R1.7.12 許可
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	1,805㎡	R1.7.12 許可
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	416㎡	R1.7.12 許可
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	822㎡	R1.7.12 許可
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	1,235㎡	R1.6.26 取下げ
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	892㎡	R1.6.26 取下げ

提案事件の集計表

農地法関係

<提案事件の集計表>

農地法関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	積計
第5条 一般個人住宅	1		320㎡	320㎡
太陽光発電施設	1	1,408㎡		1,408㎡
計	2	1,408㎡	320㎡	1,728㎡

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	11	32,539 m <sup>2</sup>		32,539 m <sup>2</sup>
賃借権	9	28,721 m <sup>2</sup>		28,721 m <sup>2</sup>
使用貸借	2	3,818 m <sup>2</sup>		3,818 m <sup>2</sup>
計	11	32,539 m <sup>2</sup>		32,539 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	2,485 m <sup>2</sup>		2,485 m <sup>2</sup>

承認関係

内容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するかどうかの決定について	4	3,430 m <sup>2</sup>	755 m <sup>2</sup>	4,185 m <sup>2</sup>

議長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第43号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

3ページをお開き下さい。事件番号1番からご説明致します。現地の位置図を議案の18ページ及び19ページに添付しております。字図は20ページに、配置図は議案の21ページに、立面図は議案の22ページに添付しております。申請地は、志佐町里免、地目：畑、320平方メートルです。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。農地の区分は、申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であることから第3種農地地区となります。転用の目的は、一般個人住宅1棟を建築するものであります。造成計画は、盛土切土はなく、現状のまま利用する計画であります。申請

地の周囲は宅地と道路であります。排水計画は、雨水排水を、新設排水管を通じて市道側溝へ放流、汚水及び生活雑排水を公共下水道に接続することとなっております。資金計画は全額借入で融資証明書が添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして事件番号2番について、ご説明いたします。現地の位置図を議案の18ページ及び23ページに添付しております。字図は24ページ、25ページ 配置図、断面図は議案の26ページに添付しております。申請地は、調川町平尾免、地目：田、1,408平方メートルです。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地地区となります。第2種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。49.5キロワットで太陽光パネル数は336枚を設置することになっております。申請地の周りには、防護柵（フェンス）設置する計画です。排水計画については、雨水排水は自然流下になっております。7月19日現地調査を地元委員さんと今月当番の委員さんに見て頂きました。資金計画については、残高証明書が添付され確認しております。貸人とは、賃貸借でありまして、土地賃借料は、年額33,000円で、賃貸借期間は20年間であります。農業振興地域整備計画の農用地から平成31年1月8日付けで除外になったところであります。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。今回、5条2件のご審議方よろしくお願いたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお聞きしたいと思っております。事件番号1からお願いいたします。

推進委員 推進委員の大石です。こちらは、地目が畑になっておりますが宅地造成されたところの一画で、周りは住宅ばかりです。排水等も整備されておりますので、特に問題はないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。事件番号2についてもお願いいたします。

2番 2番 吉永です。申請地の周りは、ほとんど原野で、周辺に迷惑をかけるようなことはないかと判断しました。周辺の農家もそれぞれ問題にはしていないようです。話し合いの中で了解を得たということでございましたので、特に問題はないと思っております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地に行かれました委員さんからもお話を伺いたいと思っております。

11番 11番 益本です。1番に関しましては、事務局の説明、地元委員の説明のとおり、区画整理された土地で、排水等も整備されており、問題ないと判断いたしました。以上です。

12番 12番 梶山です。2番については、地元委員さんがおっしゃったとおり

周辺は原野です。申請地は草が生い茂りそこを管理するのは大変だなと感じました。排水等は問題ありません。太陽光パネルが設置されるということですが、転用は問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地立ち合いに行かれた委員さんからも、事件番号 1、2 とも転用については問題ないというご意見でございます。ここで皆様方から質疑をお受けいたします。何かご意見等はございませんか。

5 番 5 番 武部です。事件番号 1 について確認したいのですが、2 階建て 1 棟となっていますが、この書き方だともう 1 棟あるのではないかと思われるのですが。

事務局 1 階の面積が 58.17 平方メートル、2 階部分が 49.68 平方メートルということでございます。

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、議案第 43 号は許可相当と意見を付して進達することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は、申請どおり許可相当と意見を付して県に進達することにいたします。

次に、議案第 44 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 4 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 7 月 29 日としております。5 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。6 ページに賃貸借権の再設定分、新規設定分、使用貸借の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。この件に関して何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

意見もないようでございますので、議案第 44 号は計画どおりに決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は計画どおりに決定することとし、公告予定日を 7 月 29 日といたします。

次に、議案第 45 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局 11 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。12 ページをご覧ください。併せて、6 ページの農用地利用集積計画各筆明細の賃貸借権新規設定分をご覧くださいただければ分かりやすいと思います。公社が借受けた農地を貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。13 ページに大野茂氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。利用配分計画案について、何か質問等はございませんでしょうか。

（ 意見等なし ）

ご意見もないようですので、問題ないという意見を付して提出することで異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、議案第 45 号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものといたします。

次に、議案第 46 号 荒廃農地による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局 議案第 46 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。17 ページをお開き下さい。全部で 4 筆で、申出人は記載のとおりでございます。昭和 60 年に父親から生前一括贈与を受けておられますけれども、16 年前から、身体的な状況で自己管理できなくなっておられます。農地の場所でございますが、鷹島の南部の方になります。土地の所在は、1 件目 鷹島町三里免 地目は田で面積が 1,070 平方メートルです。雑木が生い茂り農地に戻すのは困難だと判断したところでございます。2 件目になります。対象地は三里免地目は田、面積が 441 平方メートルです。全体的に雑木が茂り、葉が覆いかぶさったようになっていて、地面まで光が届かないような状況でありました。このことから、農地に戻すのは困難であると判断したところござ



います。続きまして3件目です。対象地は、鷹島町三里免、地目は田、面積は1,919平方メートルです。こちらも20年以上耕作されていない土地です。1枚目の写真は農地に行くために赤道周辺を山本委員に伐採してもらったという状況です。次の写真は赤道がふさがっているような状況のもので、山本委員に伐採してもらわないと、とてもとてもいけるようなところではありませんでした。このような状況で、相当の期間、人の出入りがなかったことがうかがえます。このようなことから農地に戻すのは困難であると判断したところでございます。続きまして4件目になりますが、対象地は鷹島町三里免、地目は畑で面積は755平方メートルです。こちらも20年来何もしていないという状況でした。既に原野化しておりますので、農地に戻すのは困難であると判断したところでございます。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんからもお話をお聞きしたいと思います。

14番 14番 山本です。田の方は木が生い茂っており、また、畑の方は竹が生えていて、本人の身体的状況からも、農地に戻すことは不可能であると判断しました。

議長 今、地元の農業委員さんからのご意見も、農地に戻すのは無理だろうということでもございました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、議案第46号については非農地通知を交付することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、非農地通知を交付するものといたします。

以上で議案の審議を終わります。

暫時休会とし、45分から再開いたします。

( 再開 )

それでは、時間になりましたので再開いたします。

協議事項に入ります。まず、農地パトロールについてでございます。

事務局 先ず、1点目の令和元年度の農地パトロールですが、本日お配りしました日程表をご覧ください。先月の総会で地区ごとに話し合っ、日にちを

決定していただきました。8月21日(水) 今福地区、8月22日(木) 星鹿地区、8月23日(金) 御厨地区、8月28日(水) 上志佐地区、8月29日(木) 調川地区、9月25日(水) 志佐地区、10月2日(水) 鷹島地区、10月4日(金) 福島地区です。農地パトロールまで時間がありますので、担当地区内において、きちんと耕作されているか、新たに遊休農地が発生していないか、転用はされているか、また違反転用はないかなど、確認をお願いいたします。次に2点目の令和元年度田畑売買価格について、この件につきましては、例年全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とすることを目的として、全国農業会議所が調査を実施しております。調査対象はすべての市町村で、調査区域は、昭和25年1月1日当時の全旧市町村となります。

調査内容につきましては、お手元に担当地域別にお配りしております調査票をご覧ください。検討していただく項目は、中段部分の「調査地旧市町村の耕作目的売買価格」と、一番下にある「農用地区域の中田・中畑価格の上昇・横ばい・下降傾向とその理由」の二カ所について検討していただくこととなります。

初めに、「調査地旧市町村の耕作目的売買価格」につきましては、10アールあたりの価格を田畑それぞれについて農用地区域と農用地区域外に分けて、検討していただきます。この価格は実際に取引された売買価格ではなく、区域内で取引されるであろう価格を書いていただくこととなります。

次に「農用地区域の中田・中畑価格の上昇・横ばい・下降傾向とその理由」の欄につきましては、価格が上昇しているのか、横ばいか、下降しているのかを判断し該当する番号に○をしてもらいます。そして、その理由を右に記入していただきますが、裏面の一番下に「上昇・横ばい・下降の理由と整理番号」の表がありますので、その中から一つだけ該当する理由を選んでください。

参考資料として、松浦市の近年の価格の推移を示した表をお配りしております。それでは地区別に分かれて協議していただきまして、終わりましたら事務局に報告をお願いします。

( 調査結果について、地区ごとに読み上げ )

続きまして、3点目の公務災害補償制度についてご説明いたします。お手元に農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について、というパンフレットをお配りしております。保険期間は毎年10月1日から1年間で、内容につきましては、公務従事中に偶然な事故によって、死亡または入院等をした場合に保険金が支払われるというものです。例年、平均活動日数30日のA型で保険料が1,000円というものに参加しております。

保険料は委員さんの慶弔会積立金からお支払いして、万一の場合に備えさせていただいております。今年も同じように取り扱いさせていただければと思いますので、ご協議をよろしくをお願いいたします。

議 長

今、公務災害について説明をしたわけですが、毎年、A型で加入しておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、例年どおりA型に加入するようにさせていただきます。

( その他、事務局より各種お願いとアンケートに関する説明、人・農地プランの実質化について、人・農地プランに関する農業委員・最適化推進委員の位置づけ等の説明 )

議長 今、事務局から色々と説明しましたが、まずは意向調査からスタートします。発送、回収、データの分析と進んでいきます。そして、地図化をし、それを持って集落へ入って説明というような手順で行うこととなります。そのステージごとに必要に応じてお話をしていくようにいたします。説明会の時には、皆様方にぜひ参加をお願いしたいと思います。

皆様方から、お聞きになりたいこと等ございませんか。

推進委員 推進委員の早坂です。農地パトロールの際は、今は紙の地図を使っていますが、タブレットを地区に一台ずつぐらい用意しておいて、それを使うことを考えてはどうでしょうか。

事務局 タブレットにメモ機能があるので、きちんとそちらに記録することができればいいのですが、難しい部分があります。今は紙なので、すぐに記入できます。それと、地区に一台としたときに、どこで管理するのかという問題も出てきます。確かに、タブレットの推進については話はあっていますが、それでも、市町村に1台か2台となっています。将来にわたっては検討しないといけない事項になっては来ると思いますが、更新等の問題や経費の問題など解決しなければならない事柄もありますので、すぐに準備できるということにはなりません、意見として伺っておくということでもよろしいでしょうか。

議長 長崎県はまだですが、福岡県等で使われてはいますけど、問題等も出てきております。データの入力等がなかなかうまくできないということもあります。そこさえ改善できれば、タブレットの導入については問題ないだろうとは思いますが。そういった問題の状況を見ながら、将来的には導入していかなければならないなと思っています。

推進委員 推進委員の百枝です。去年、地図をいただきました。いただいたのは、ありがたかったのですが、ちょっと小さかったのと、他のデータとダブって見にくかったので、できれば大きな写真をいただけないでしょうか。それが、タブレットの代わりになりはしないかなと思います。

事務局 今、委員さん方にお渡ししているものは、左半分が航空写真、右半分が白地図で種々の情報が入っているものです。百枝委員さんがおっしゃっているのは、1面が写真、1面が白地図ということで、今の倍ということで

すね。今年度末に航空写真が更新される予定ですので、新しい航空写真になったところで、それ以降に作り直すと考えておいてください。現在は、事務局や支所で航空写真を見られるように手配はしておりますので、今の段階ではそういったことをご了承ください。

先ほどお話した人・農地プランで使うものについては、集落ごとに作らなければなりません。今お使いの地図とは別のものだということになります。

議長 ほか何かございませんか。

10番 10番 吉原です。どこの地区も同じだと思いますが、高齢化し、後継者がいない状況で施設に入っておられたり、家にどなたも住んでいらっしゃらないという事例が何件か既に出てきております。そうなってきますと、中間管理機構を通しての貸し借りが非常に難しくなってくるわけですが、何とかその流れをもう少し簡単なものにする方法はないのでしょうか。

事務局 制度の簡略化は検討されております。例えば、後継者、相続人が誰もいない場合は公告を6ヶ月して、誰もいないなら機構が借りてもいいですよということや、会長が冒頭で言われた相続手続きの義務化ということもあって、借りやすい環境は作られておりますが、必ず一度は所有権者がいるかどうかということ进行调查しないとイケません。高齢者で判断能力がなくなられた方については、成年後見制度も考えないとイケなくなります。

9番 9番 崎田です。相続放棄してあるようなところはどうしたらいいでしょうか。

事務局 それについても、公告をして裁判所に問い合わせをして、全員が相続放棄しているかどうかというのを確認しないとイケません。全員が相続放棄していると分かったとしても、民法上は相続人のうちの誰かが管理しないとイケないということにはなっています。ただ、実際は放置されています。そういったものも、公告すれば貸し借りは可能かなと思っております。

議長 ほか何かございませんか。

事務局 掘り起しの際に、片方にだけ確認して計画書が出来上がってしまったという事例が出てきまして、計画書の写しが送られてきて初めて目を通され、金額が違うとか、ここは借りないとかいう話が出てきております。そういうことで、事務局に苦情がきております。信頼関係が崩れることになり、信用も失いますので、当たり前のことですが、確実に双方への確認を行ったうえで、掘り起こしを出していただき、それによってお作りした計画書の内容を確認してもらった後で、押印等をお願いしていただきますよう再度お願いいたします。

それと、もう1点、発言の際には、番号とお名前を言っていただきます

よう重ねてお願いいたします。  
以上でございます。

議 長

そうしましたら、次回の委員会のお知らせをいたします。8月は県北地区の研修会が27日 13時30分から佐世保で行われますので、8月の定例会はその日の午前中に予定しております。午前中に審議を終わらせて、総会が終わってから昼食を済ませ、研修会に参加したいと思っております。そういったことで、次回の農業委員会は、8月27日の9時30分開会とさせていただきます。

以上で7月の農業委員会を閉会いたします。

<閉会の時刻>

15時50分